

## 津市学校給食用献立作成支援システム保守・サポート業務仕様書

### 1 業務の目的

津市学校給食用献立作成支援システム関連機器及びソフトウェア（以下「機器等」という。）に対する所要の保守・サポート等を実施し、津市学校給食用献立作成支援システム（以下「システム」という。）の正常かつ安定的な稼働、及びシステムの円滑な運用に資することを目的とする。

### 2 履行期間

令和6年9月1日から令和11年8月31日までとする。

この契約は、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約である。

### 3 業務対象機器等

保守・サポート業務の対象となる機器等は、別紙「システム機器等賃貸借仕様書」

1「賃貸借物件一覧」のとおりとする。

※ 「賃貸借物件一覧」については、契約締結時に決定する。

### 4 業務場所

機器等が設置されている津市教育委員会庁舎3階サーバ室のほか、市内小・中・義務教育学校及び発注者が別途指示する場所とする。

### 5 業務履行条件

(1) 業務履行に当たっては、受注者の監督下にある担当技術者の派遣または電話、FAX、電子メール等により行うこととする。

(2) 本業務は、原則として国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する日を除く月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時15分までに行うこととする。ただし、発注者において、当該機器等に発生した障害が重大と判断した場合はこの限りでない。

(3) 受注者は、いかなる場合においても速やかに機器等の障害に対応するため、緊急連絡窓口を設置することとする。この場合、機器等の製造者との連絡も含め、万全の体制を整備すること。

### 6 業務内容

本業務の目的及び業務履行条件に基づき、次の各号に掲げる内容の業務を行うこととする。

(1) 保守業務

ア 機器等の障害の原因究明及び修復

機器等に障害が発生した場合、発注者及び学校等からの連絡に基づき、直接聴き取り、または現地へ赴く等により、障害原因の切り分けも含め、状況等を調査・把握し、誠実かつ速やかに問題の解決を行うこと。

イ OS、システムパッケージ、データベース等の修正プログラムの適用

これらの修正プログラムがリリースされた際は、ただちに発注者に報告することとする。ただし、修正プログラムの適用に当たっては、事前に発注者と協議の上、適用の可否及び実施日時等を決定すること。

(2) 運用サポート業務

ア 問い合わせ等への対応

発注者及び学校等のシステム担当者からの問い合わせについて、電話、電子メール等により対応すること。

イ システムパッケージ、データベース等のバージョンアップ

これらのプログラムの最新版がリリースされた際は、直ちに発注者に報告することとする。ただし、バージョンアップの実施に当たっては、事前に発注者と協議の上、適用の可否及び実施日等を決定すること。

7 特記事項

(1) 各業務完了後は、速やかに発注者へ文書による報告を行うこととする。

なお、機器等の障害の修復に係る報告についても同様とする。

(2) 保守業務に係る交換部品等の調達、納入、交換等に係る費用は、消耗品を除きすべて本契約に含むものとする。

(3) 保守業務において、障害の修復に時間を要する場合は、代替機を用意する等、システム運用及び発注者の通常業務に支障をきたさない措置を講じることとする。この場合に必要となる経費は、本契約に含むものとする。

(4) 次に掲げる原因による障害等は、本件に係る保守の対象外とする。

ア 受注者以外の者による改造、修理、分解及び加工並びに設置場所等の変更が行われたことによるもの。

イ 機器等の取扱説明書及び受注者が作成した操作マニュアルに記載された操作方法以外の使用によるもの。

ウ 故意によるもの。

(5) システム導入当初において、システムの安定稼働が確認できるまでの間、受注者の監督下にある担当技術者を発注者の指示する場所に派遣し、障害等に速やかに対応できる体制を整えることとする。

(6) 業務の実施により知り得た情報については、一切第三者に漏らしてはならない。また、業務履行完了後も同様とする。

(7) 業務の実施にあたり生じた疑義については、発注者及び受注者において協議を行い、その対応を決定することとする。

- (8) 受注者は、業務担当責任者（業務に従事する者で、当該業務に関し、主として指揮・監督を行う者）を定め、契約締結後速やかに書面により届け出ること。なお、業務担当責任者を変更した場合も同様とする。